

上げて、同じ収入の世帯の所得増は年間僅か五千円です。百七十八万円に引き上げて、年収二百万円世帯は八万七千円、三百万世帯で十一万三千円増です。消費税廃止は、地方を守り、少子化を打ち破る上で、はるかに大きな効果があります。

財政が好調なのであれば、今こそ、積極財政で、地方が引く張る経済に変える土台をつくらうではありませんか。

経団連やアメリカなど強いものにこびる政治を変えて、政治がずっと切り捨ててきた、必死に生きる一人一人の未来を守る政治に今こそ変える。私たちの強い決意と、全ての皆さんの理解と協力を呼びかけ、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣村上誠一郎君登壇)

○国務大臣村上誠一郎君 阪口議員から、二問御質問をいただきました。

まず、交付税特別会計借入金の償還についての御質問がありました。

交付税特別会計借入金については、地方財政が極めて厳しい時期において、予定した償還を繰り延べてきました。令和七年度地方財政計画においては、こうした経緯を踏まえ、令和六年度までの繰延べ分と合わせて二・八兆円を令和七年度に償還することといたしました。

一方で、社会保障関係費や人件費の増加、物価高への対応を適切に反映し、一般財源総額については、交付団体ベースで、令和六年度を一・一兆円上回る六十三・八兆円を確保しております。地方からは、一般財源総額や交付税総額を確保

しつつ地方財政の健全化も図られていることについて、一定の御評価をいただいているところでございます。

次に、令和七年度の税制改正の影響についての御質問がありました。

個人住民税非課税世帯の数については把握しておりませんが、給与所得控除の最低保障額の引上げにより、新たに所得割が非課税となる方は百二十万人程度と見込んでおります。

また、個人住民税額等を参照している各種制度については、令和七年度与党税制改正大綱において、所管省庁において検討し、その結果を踏まえ、必要な対応を行うとされたものと承知しております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 阪口議員より、臨時財政対策債の在り方について、まずお尋ねがありました。

地方の財源不足について、仮に、国が赤字国債を追加発行して地方交付税を増額させ、その全額を賄うこととすれば、地方が地域の行政サービスを提供する主体であるとしてその責任を負うべきであることとの関係、また、地方に比べ著しく悪化している国の財政を更に悪化させるおそれがあることなどから、適当ではないと考えております。

令和七年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行額について平成三十三年の制度創設以来初めてゼロとするなど、地方財政の健全化が大き

進んだところであります。

引き続き、国と地方が責任を分かち合い、協力して経済再生と財政健全化を進めることにより、赤字国債や臨時財政対策債に依存することなく、必要な財源を確保していくことが重要と考えております。

次に、債務償還費についてお尋ねがありました。

委員御指摘の債務償還費については、国債の償還財源を確実に確保しつつ、償還のための財政負担を平準化するという観点から、六十年償還ルールの下で、法律の規定に基づいて計上しているものであります。

その上で、債務償還費を計上しているのは日本だけではないかとの御指摘については、主要先進国においては、六十年償還ルールのような償還財源の確保に関して毎年度適用される特別の制度はないものの、財政規律維持に関する基準等を法律等において規定しており、また、債務残高対GDP比も日本よりはるかに低い水準にあるものと承知していることから、国際比較に当たっては、こうした財政規律の維持に関する枠組み全体や債務残高対GDP比の動向を見る必要があると考えております。

最後に、国債を活用した積極財政の実施や消費税廃止についてお尋ねがありました。

まず、経済財政運営に当たっては、様々な不測の事態に十分耐えられる財政基盤を平時より備えることが不可欠であると考えております。

その上で、政府としては、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回り、賃上げと投資が牽引する成長

型経済を実現するため、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金、所得の増加を実現し、全国津々浦々に波及させ定着させるよう、予算、税制措置等を講じているところであります。

消費税については、急速な高齢化に伴い社会保障給付費が大きく増加する中において、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置づけられていることから、政府として、消費税の廃止を行うことは適当ではないと考えております。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 辰巳孝太郎君。

(辰巳孝太郎君登壇)

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表して、地方財政計画、ほか二案について質問をいたします。(拍手)

村上総務大臣は、今世紀末に人口が半減すれば、現在千七百以上ある自治体は三百から四百で済む、極端なことを言えば、県庁も全部要らないし、道州制も意味がないとの発言を行いました。村上大臣にお聞きします。

平成の大合併と三位一体の改革が、周辺地域の衰退をもたらし、暮らし続けることが困難な地域を拡大させたものではありませんか。我が国の急激な人口減少は、自民党政治の下での失政がもたらしたという認識はないのでしょうか。物価高騰による暮らしと営業の危機、保育、介護などケア労働者の確保、災害や事故への対応などに直面する地方自治体が、その第一の役割である住民福祉の向上を図ることができるように、国としての責任

を果たすことに全力を傾けるべきではありませんか。

埼玉県八潮市の道路陥没事故についてお尋ねします。

トラックドライバーの一刻も早い救出作業に全力を尽くすことを求めます。

問題の管路は、前回の点検では直ちに工事は必要ないとされていたのに、なぜ崩落したのですか。国は事故の原因を把握しているのですか。今回の崩落は、下水処理施設に近接する巨大口径の管路で起きました。ところが、国は、こうした巨大な施設に着目した点検の仕組みを設けていませんでした。なぜですか。

国は、腐食のおそれが大きい箇所について、五年に一度の法定点検を義務づけています。しかし、実態は、法定点検を地方任せにしていたのではありませんか。これでは、危険な管路について国は状態を把握できないではありませんか。

この陥没事故は、下水道事業の大規模、広域化と下水道事業に係る職員の削減、独立採算制による住民負担を推進してきた国の政策の結果ではありませんか。今回の事故に対する費用負担を利用者に転嫁することは許されません。国の責任で財政措置すべきと考えますが、いかがですか。

自治体の職員数は二百八十一万人、三十年前と比べ四十七万人も減少しました。下水道職員数は、九五年度の約四万七千人から二三年には約二万七千人へと激減し、災害や事故の際に対応できる技術力は失われています。各地の災害、老朽化対応で自治体の人的リソースが不足しているという認識は総務大臣にありますか。

この間の地方財政審議会の意見では、これまで社会保障費の自然増を投資的経費や人件費の抑制で調整してきたが、今後それは困難になると指摘されています。地方の一般財源額を実質的に前年度と同じ水準に抑制するというルールは見直すべきではありませんか。

深刻化する介護崩壊について聞きます。訪問介護報酬引下げの影響で、昨年の訪問介護を主に行う事業所の倒産は過去最高となりました。ところが、石破総理は、二月十四日、我が党の堀川あきこ議員の質問に、事業所が閉鎖されても近隣市町村でやっているなどと平然と答弁しました。余りにも無責任ではありませんか。

介護事業所の相次ぐ閉鎖で、移住もできずに、望む介護が受けられない人はどうするのでしょうか。どこに住んでも安心して暮らせるよう、訪問介護の基本報酬、ヘルパーなどの介護職員の賃金の抜本的引上げこそ、今必要ではありませんか。最後に、森友学園公文書改ざん事件についてお聞きします。

公文書の開示をめぐる裁判で、政府は上告を断念しました。まず、政府は、公開が当然の公文書開示のため、訴訟までせざるを得なかった赤木雅子さんに謝罪すべきではありませんか。

私は、かつて参議院で、理財局と近畿財務局とのやり取りについては最高裁まで争う覚悟で非公表との内部文書を明らかにしました。今こそ政府は、隠蔽してきた公文書を包み隠さず提出し、国民の前に真実を明らかにするべきです。以上求めて、質問といたします。(拍手)

〔国務大臣村上誠一郎君登壇〕

○国務大臣〔村上誠一郎君〕 辰巳議員から、五問の質問をいただきました。

答える前に、まだ私の真意がよく伝わっていないので、言わせていただきます。

私が申し上げたのは、今世紀末に国民の人口が五、六千になったときに、今のシステムで千七百の市町村が成り立つかどうか。御承知のように、もう二〇四〇年問題というのがありまして、多分、近々、役場を構成できない地域も出てくるんじゃないかという気がしております。そういう中で、どのようにしたらこの国の行政、地方自治ができていくかということを、やはり今から真剣に考える必要があるんじゃないかということを実は問題提起したわけでありまして。(発言する者あり) ありがとうございます。

まず、平成の大合併、三位一体の改革が人口減少をもたらしたのではないかとこの御質問がありまして。平成の大合併は、人口減少などの進展を背景に、地方分権を推進する上で、基礎自治体の規模、能力の充実を図るために、自主的な市町村合併を積極的に推進したものであります。

また、三位一体の改革は、国から地方への税源移譲の実現や国庫補助金改革などを通じて、地方の自立や地方分権の進展に資するために行ったものであります。

一方で、人口減少対策については、総務省も含め、政府一丸となってこれまでも取り組んできたところでありますが、引き続き、待ったなしの課題であり、地方創生二・〇の推進により、地域経済の好循環と持続可能な地域社会の実現に向けた

取組を進めてまいります。

次に、自治体が住民の福祉の向上を図るための国の責任について御質問がありました。

総務省といたしましても、どのような地域でも一定水準の行政サービスを提供できるよう財源を保障することは国の責務であると考えており、地方交付税の財源保障機能を適切に発揮することが重要であると考えております。

このために、令和七年度の地方財政計画においては、地方交付税を含めた一般財源総額について、交付団体ベースで、前年度を一・一兆円上回る六十三・八兆円を確保いたしました。引き続き、安定的に行政サービスを提供できるように、適切に対応してまいります。

次に、埼玉県八潮市の道路陥没事故に伴う費用負担に係る財政措置についての御質問がありました。

今回の道路陥没事故については、事故原因に係る調査が進められているものと承知しており、今回の事故に伴う具体的な費用負担の在り方については、まずは埼玉県を中心に検討されるものと認識しております。

その財政措置について、具体的な費用負担の在り方が未定であるため、お答えすることは困難でありますが、一般論で申し上げますと、総務省では、下水道管路の建設改良費等に対して所要の地方財政措置を講じています。

次に、自治体の人的リソースについての御質問がありました。

公共施設等の老朽化や災害からの復旧復興に対応するためにも、特に技術職員の確保は重要な課題と認識しております。このために、都道府県等

令和七年二月十八日 衆議院會議録第六号

令和七年度地方財政計画についての演説並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する辰巳孝太郎君の質疑 議長長の報告

が平時に市町村支援を担い、災害時に派遣する技術職員を確保するため、必要な人件費に対して地方交付税措置を講じております。

自治体の定員においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていただくことが重要と考えております。

最後に、一般財源総額実質同水準ルールについての御質問がありました。

地方の一般財源総額については、閣議決定された基本方針二〇二四に基づき、実質的に同水準を確保することとされております。

この基本方針に基づき、令和七年度地方財政計画においては、社会保障関係費や人件費の増加、物価高への対応を適切に反映した上で、一般財源総額を確保いたしました。

今後、基本方針に沿って、地方財政計画の歳出に必要な経費を計上した上で、一般財源総額を確保してまいりたいと考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣中野洋昌君登壇〕

○国務大臣(中野洋昌君) 辰巳孝太郎議員から、埼玉県八潮市の道路陥没事故についてお尋ねがありました。

まず、今回の道路陥没事故の原因につきましては、今後、施設管理者である埼玉県において調査がなされるものと承知しております。

点検の仕組みにつきましては、下水道法に基づく維持修繕基準において、下水道管理者が、全ての施設について、構造や流入する下水の量などを勘案して、適切な時期に、適切な方法により行う

こととしております。

また、腐食するおそれが大きい施設の点検につきましては、国土交通省において、下水道管理者から点検結果や結果に対する措置状況について毎年聞き取りを行い、取りまとめて公表することにも、異状が認められた箇所については、速やかに対策を講じるよう求めているところでございます。

国土交通省としては、今回のような事態が再び起きないように、今後、大規模な下水道の点検手法の見直しを始め、施設管理の在り方などについて有識者委員会で議論し、その議論も踏まえ、必要な対応をしっかりと検討、実施してまいります。

(拍手)

〔国務大臣福岡資麿君登壇〕

○国務大臣(福岡資麿君) 辰巳孝太郎議員の御質問にお答えいたします。

訪問介護についてお尋ねがありました。訪問介護は、人手不足や燃料代等の高騰などにより、厳しい状況にあると認識しており、処遇改善加算の更なる取得促進や、一般の補正予算による、地域の特性や事業所の規模等に応じたきめ細かい対策を着実に進め、地域に必要なサービスが確保されるように努めてまいります。

なお、介護サービス事業所を開鎖する場合には、他の事業所等を紹介するなど、利用者にとって必要なサービス提供が継続されるよう適切な配慮を行うこととされており、総理の答弁も、そのような配慮の下、近隣市町村の事業所などから広域的な介護サービスが提供されることを答弁したものと承知しております。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣(加藤勝信君) 辰巳議員より、森友学園事案についてお尋ねがありました。情報公開法は、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならない旨を規定しており、各文書の内容について、不開示情報が含まれるかを一つ一つ判断する必要があります。

今後の開示、不開示の判断に当たっては、総理の指示を踏まえ、法令の規定にのっとりつつ、国民に対する説明責任の観点から適切に対応してまいります。

最後になりますが、改めて、高い志と倫理観を持ち、真面目に職務に精励された赤木俊夫さんに哀悼の誠をささげます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(玄葉光一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時八分散会

出席国務大臣

出席副大臣

総務大臣 村上誠一郎君
財務大臣 加藤勝信君
厚生労働大臣 福岡資麿君
国土交通大臣 中野洋昌君
国務大臣 武藤容治君
総務副大臣 富樫博之君

○議長長の報告

(要求書受領)

一、去る十四日、内閣から、検査官に田中淳子(中野淳子)君及び挽文字君を任命したいので、会計検査院法第四條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、総合科学技術・イノベーション会議議員に宮園浩平君、鈴木純君及び波多野睦子君を任命したいので、内閣府設置法第三十條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、預金保険機構理事長に三井秀範君を、同理事に正願隆一君及び山崎英司君を、同監事に大谷益世君を任命したいので、預金保険法第二十六條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、電波監理審議会委員に西村暢史君及び矢嶋雅子(石本雅子)君を任命したいので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に小枝淳子(吉村淳子)君を任命したいので、日本銀行法第二十三條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、去る十四日、内閣から、労働保険審査会委員に比佐和枝君及び廣尚典君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。